

後期高齢者医療保険料をお支払いの皆さんへ

## 保険料の軽減内容が一部変わります

高齢者医療保険料の均等割について、これまで9割軽減となっていた方は、今年度から8割軽減に変わり、増額となります。

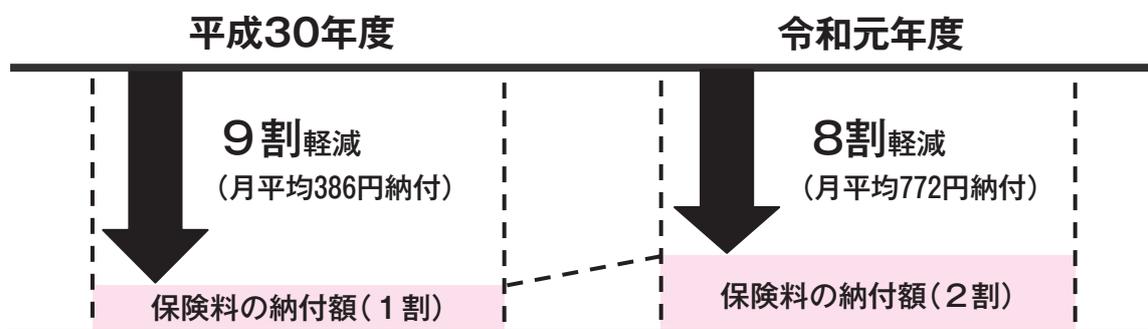
また、9割軽減から8割軽減になる方は、年金生活者支援給付金の支給や、介護保険料の軽減強化といった支援策の対象になります。(※65歳以上の方で障がい認定を受け、後期高齢者医療制度に加入している方も対象です。)

後期高齢者医療 有効期限 平成31年7月31日  
被保険者証 被保険者番号 ××××××××

住 所 北宇和郡鬼北町大字近永800番地1  
氏 名 鬼北 花子  
生 年 月 日 昭和××年×月×日 性別 女  
資格取得年月日 平成××年×月×日  
発 行 期 日 平成××年×月×日  
交 付 年 月 日 平成30年8月1日  
一部負担金の割合 1割

保険者番号・名称 39384888 愛媛県後期高齢者医療広域連合

### (例) 年金収入80万円以下の方



#### 【介護保険料】

所得の低い高齢者への保険料の負担軽減を強化します。

第1段階	年額 5,700円減額
第2段階	年額 9,500円減額
第3段階	年額 1,900円減額

※介護保険料軽減は、半年度分の軽減額を年度平均した額です。課税者が同居している場合は、対象となりません。

#### 【年金生活者支援給付金】

所得の低い年金受給者に対して、10月から年金生活者支援給付金制度を開始します。

基準額	月額 5,000円
-----	-----------

※年金生活者支援給付金(補足的な給付を含む)の場合、次の条件を全て満たさなければなりません。

- ◎65歳以上で老齢基礎年金を受給中
- ◎世帯全員の市町村税が非課税
- ◎前年の年金収入額と所得額の合計が879,300円以下

※給付金額は保険料を納めた期間等により異なり、基本的に10・11月分を12月(年金の支払い日と同日)に振り込みます。

なお、医療保険料を年金からの引き落としで納めている場合、引き落とし額への影響は10月からです。

#### 問い合わせ

◆後期高齢者医療制度について  
町民生活課 保険年金係 内線 2116

◆介護保険について  
保健介護課 介護保険係 内線 3120

◆年金生活者支援給付金について  
ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165